（表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 局長 | 次長 | 係長 | 現地確認 | 農林課 |  | 受付者 | 受　付　印 |  | 電算処理 |
|  |  |  | 実施日　月　日 | 中山間 | 多面的 |  |  |  |  | NOSEIⅡ |
| 確認者 | 生産調整 |  | フェーズ２ |

**農　地　荒　廃　届　出　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

妙高市農業委員会会長　様

　　　下記の土地について、農地としての利用を廃止したいので、届け出ます。

届出人　　　住所

氏名

（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　）

※　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

第３条第３項各号の規定による事業（いわゆる中山間

地域等直接支払、多面的機能支払など）などにより、

地域として農地を保全管理している場合がありますの

で、該当する地区の方は、ご注意ください。

記

≪農地としての利用を廃止する農地≫

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 町大　字 | 丁目字 | 地番 | 登記地目 | 農地面積（㎡） | 利用を廃止する年月日 |
| 廃止前 | 減少面積 | 廃止後 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（裏）

【記載方法】

　・　農地１筆全て、農地としての利用をやめる場合は、廃止前と減少面積は同じ値になり、廃止後が０になります。

　・　１筆のうち一部の利用をやめる場合は、廃止前から減少面積を減じた値を廃止後に記入してください。

　　　例　廃止前１００㎡のうち３０㎡減少する場合

　　　　　⇒廃止前：１００㎡、減少面積：３０㎡、廃止後：７０㎡　と記載します。

【注意事項】

**・この届出では、農業委員会の農地台帳の耕作面積が変更となります。**

**・この届出により、法務局の登記地目及び登記簿面積が変わるものではありません。**

**・固定資産税課税台帳につきましては、この届出により現況を確認し、固定資産評価基準に基づき課税地目を認定します。不明な点は、市民税務課にお問い合わせください。**

**・この届出後、農業委員会が実施する調査により遊休農地として判定された場合には、利用の意向を伺う調査を実施します。調査の回答とその後の対応によっては、固定資産税の課税が強化される場合がありますのでご注意ください。**